平成２５年（フ）第１３１号
大阪府池田市木部町331番地の１　104、前住所兵庫県川西市西多田１丁目２番30号101
破産者　中田　　浩
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
兵庫県川西市けやき坂２丁目58番地の７
破産者　井上　由美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
兵庫県宝塚市弥生町５－１宝塚エリー421号、住民票上の住所大阪府東大阪市大蓮東４丁目12番16号サンレイディアンス奥田106号
破産者　ティーアールコーポレーションこと　伊藤　俊昭
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
兵庫県西宮市上之町34番４号、前住所兵庫県宝塚市旭町２丁目20番16ー603号
破産者　一芝　利彦
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
兵庫県伊丹市千僧５丁目91番地９　２－207号、前住所兵庫県伊丹市昆陽東３丁目５番８号
破産者　関延　正昭
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第７７３号
北九州市八幡東区中尾１丁目11番12－１号
破産者　大神　秀弘
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目７番13号　鶴留アパート101号
破産者　森　　繁昭
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第９１号
北海道苫小牧市桜木町２丁目１番18号　ワンスプライベートレジデンス201号
破産者　遊佐　雅則
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３０５号
茨城県常陸太田市東二町2238－６、住民票上の住所栃木県さくら市草川40番地10　ルミナスＢ
破産者　江田　　陽
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目16番地
破産者　志賀　澄枝
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１２９号
神奈川県横須賀市長沢４丁目18番６号サンシティ長沢Ｂ－１
破産者　岩川　昭三
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市三春町２丁目17番　三春ハイツピース三春、住民票上の住所神奈川県逗子市沼間２丁目９番４－301号
破産者　山本　隆清
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目12番１号
破産者　岩崎　敏夫
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２９号
新潟市中央区紫竹山３丁目４番22号
破産者　金子　雅紀
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７４号
新潟市中央区附船町１丁目4417番地１
破産者　金子　　勉
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
山梨県甲府市大和町３番９号
破産者　小林　暁子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
山梨県甲府市国母８丁目12番21号
破産者　牛奥　由浩
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
愛知県江南市野白町野白148番地　野白ビル203号
破産者　山田　伸治
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部